

発熱者等夜間等相談医療機関指定要綱

北海道における発熱者等への土日祝日や夜間の電話相談業務を行う医療機関の指定について、次のとおり定める。

1. 概要

発熱者等夜間等相談医療機関とは、発熱者等電話相談医療機関のうち、「令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金に係る対応について」（令和2年9月15日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）別紙3「電話相談体制を整備した医療機関の指定要件等」に規定する医療機関をいう。

2. 施設要件

北海道から発熱者等電話相談医療機関の指定を受けている医療機関のうち、受診・相談センターからの依頼を受けて、当該センターの代理的機能として、地域の発熱者等の土日祝日や夜間の対応時間に想定される発熱者等からの電話相談に対応できる体制を確保していること。

3. 機能要件

- (1) 発熱者等からの相談があった際に、適切な医療機関を速やかに案内できるよう、発熱者等診療・検査医療機関等の対応時間等を、把握しておくこと。
- (2) 発熱者等からの相談に対しては、看護職員等が発熱者の症状や経過、感染者との接触歴（海外渡航歴等も含めて）、既往歴や持病の有無、かかりつけ医の有無等を聞き取った上で、適切な医療機関と適切な受診タイミングを案内するとともに、家庭内での感染対策や受診に当たっての留意事項などの指導を行える体制を整備していること。その際、自院を案内する場合には、受診時間等を調整すること、他院を案内する場合には、事前に電話した上で受診するよう伝えること。

4. 指定手続き

- (1) 道立保健所管轄医療機関
道からの意向調査等や地域での協議結果を踏まえ指定する。
- (2) その他
札幌市、函館市、旭川市、小樽市からの報告に基づき指定する。
- (3) 道は医療機関を指定したときは、様式1により指定書を交付する。

5. その他

- (1) 医療機関名、相談を受け付ける電話番号、相談対応時間等を、北海道等のホームページや広報紙等に掲示する。
- (2) 指定した医療機関には、道から随時、発熱者等診療・検査医療機関等の名簿を提供する。
- (3) 解除にあたっては、医療機関の意向や、インフルエンザ等の発生動向、国の新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、柔軟に対応する。
- (4) 指定した医療機関は、国による支援の対象となる。

以上

様式1（発熱者等夜間等相談医療機関指定書）

発熱者等夜間等相談医療機関指定書

地保第 号指令

開設者の氏名

次の医療機関を発熱者等夜間等相談医療機関に指定します。

令和 年（ 年） 月 日

北海道知事 鈴木 直道

医療機関の所在地

医療機関の名称

1週間単位の相談対応時間